

2026  
1月  
No.694

カミキタ  
広報

# かみきたやま



1/8 八日薬師



12/17 こども議会

## ■ 主な内容

村長・議長新年のあいさつ……………	P 2	吉野消防署からのお知らせ……………	P 17・18
令和7年12月 定例村議会……………	P 3～5	住民課からのお知らせ……………	P 19
こども議会……………	P 6～11	吉野税務署からのお知らせ……………	P 20
I♥かみきた・すくすく……………	P 12	お知らせ……………	P 21
村の出来事……………	P 13	奈良県医師会からのお知らせ……………	P 22
税についての作文表彰……………	P 14・15	診療所だより……………	P 23
消防出初式……………	P 16	年金だより ほか……………	P 24

—— 毎月11日は「人権を確かめあう日」 ——

## 謹んで新年のご挨拶を申し上げます



### 上北山村長 山室 潔

村民の皆さま、新年あけましておめでとうございます。

挨拶に先立ち、まずもって、旧年中に村政に関わる不祥事が発生し、村民の皆様にも多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことにつきまして、村長として心より深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、原因の検証と再発防止に全力で取り組むとともに、職員一丸となって法令順守を徹底し、公正で透明性の高い村政運営に努めてまいります。失われた信頼を一日も早く取り戻すべく、誠心誠意、全力で取り組んでまいります所存でございます。

改めまして、村民の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

本村は、豊かな自然と地域の絆に支えられて歩んでまいりました。これら上北山村の良さを守りながら、誰もが安心して暮らせる村づくりに、これまで以上に真摯に取り組んでまいります。

昨年はさまざまな出来事ございましたが、その中で、12月17日に開催されました、やまゆり学園後期課程(7年生から9年生)が中心となったことも議会が開催されました。

その場で、村長への一般質問として「上北山村の未来をどのように考えているのか」という、まさに直球の問いをいただきました。

詳しくは広報をご覧いただければと存じますが、私は答弁の中で「住み続けたい村づくり」を目指し、そのために村の経済を充実させ、将来につながる村づくりを進めていきたいと申し上げました。そしてなによりも「郷土愛を育む環境づくり」を村民の皆さまと一丸となって進めていきたいと述べてさせていただきました。

「言うは易く行うは難し」との言葉もございますが、本年も村民の皆様の声を大切に、対話を重ねながら、信頼される村政の実現に全力で取り組んでまいります。何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、皆様のご健康とご多幸、そして上北山村の着実な歩みを心より祈念申し上げ、新年のあいさつと致します。



### 上北山村議会議長 小松 広一

新年あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、上北山村議会議長を代表いたしまして謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

村民の皆さまにおかれましては、希望に満ちた新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

平素より村議会の活動に対しまして、深いご理解と温かいご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本村を取り巻く環境は、自然災害への備え、人口減少や少子高齢化の進行など、さまざまな課題に直面しております。

とりわけ、防災対策の強化は、村民の皆さまの命と暮らしを守るうえで最も重要な取り組みであり、議会としても地域防災力の向上に向け、引き続き取り組んでまいります。

また、人口減少対策や子育て支援につきましては、将来にわたり活力ある村を維持していくための基盤であります。

子どもを安心して産み育てられる環境づくりや、若い世代が定住しやすい村づくりを進めるため、実効性のある施策の推進に努めてまいります。

さらに、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者福祉の充実や地域医療体制の確保も重要な課題です。

医療・介護・福祉の連携を深め、誰もが安心して暮らせる村づくりを目指して実効性のある施策の実現に向けて力を尽くしてまいります。

本年も村議会は、村民の皆さまの声に真摯に耳を傾け、開かれた議会運営を通じて、持続可能で安全・安心な村づくりに全力で取り組んでまいります。

結びに、本年が皆さまにとりまして健康で幸せに満ちた一年となりますこと、そして本村のさらなる発展を心より祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。



# 令和7年 12月定例村議会

令和7年第4回定例村議会が、12月9日に開会し、報告1件、議案10件が審議・審査され、上程された報告及び議案はすべて原案のとおり承認・認定・可決されました。内容は下記のとおりです。

## 報 告

① 例月出納検査の結果報告  
令和7年9月～11月までの例月出納検査の結果報告です。

ものです。

## 議 案

① 教育委員会教育長の任命について  
中垣内壽美氏が再任されました。

② 特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬、費用弁償に関する条例  
の一部改正について  
国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬の基準が改正されたため、本村の条例においても所要の改正を行うものです。

③ 上北山村家庭的保育事業等の  
設備及び運営に関する基準を定  
める条例等の一部改正について  
児童福祉法等の一部を改正する法律に係る関係府省令等の一部改正等に伴い、地域限定保育制度の一般制度化、児童虐待防止体制の強化並びに母子健康法に基づく乳幼児健診結果の活用を可能とするため、所要の改正を行う

④ 財産（土地）の取得について  
水源林保護のために必要な土地及び立木を土地所有者から取得するため、議会の議決を求めるものです。

⑤ 工事請負契約の締結について  
上北山健民運動場改修工事に係る請負契約の締結について、議会の議会の議決を求めるものです。  
契約金額 5,743万1千円  
契約の相手方  
有限会社高澤工務店  
代表取締役 高澤 毅

⑥ 令和7年度上北山村国民健康  
保険特別会計補正予算（第2号）  
※16万4千円の増額  
国保保険者ネットワーク機器  
設定変更負担金等の増額に係る  
補正です。

⑦ 令和7年度上北山村国民健康  
保険診療所特別会計補正予算  
（第2号）  
※2千円の増額  
村債償還金利償還金利子の増  
額に係る補正です。

⑧ 令和7年度上北山村介護保険  
特別会計補正予算（第3号）  
※151万6千円の増額  
介護予防・生活支援サービス  
事業における予算の組替のほか、  
介護保険システム税制改正対応  
作業委託料及び印刷製本費の増  
額に係る補正です。

⑨ 令和7年度上北山村後期高齢  
者医療特別会計補正予算（第1  
号）  
※10万円の増額  
印刷製本費の増額に係る補正  
です。

⑩ 令和7年度上北山村一般会計  
補正予算（第6号）  
※1億1,944万9千円の  
増額  
総務費において減債基金積立  
金等1億1,489万7千円の  
増額、民生費において特別会  
計繰出金等135万5千円の増  
額、衛生費において歯科用吸引  
装置設置工事費55万円の増額、  
農林水産商工費において林道維  
持重機借上げ重機借上げ料等  
264万7千円の増額に伴う補  
正です。

令和7年

# 12月定例村議会

## 一般質問

12月の定例村議会において、1名の議員による一般質問が行われましたので、その概要についてお知らせします。

### ■福西議員

**■土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）指定が村民の安全と固定資産税評価に与える影響について**



本村では多くの集落が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定され、防災面では極めて重要である一方、建築や取引、資産評価など生活面への影響も大きくなっています。

防災と住民生活の両立、そして災害リスクを踏まえた土地利用と課税のあり方をどう整えていくのか。本村の将来にとって重要な視点であると考えます。

そこで2点お伺いします。

### (1) 区域指定の現状と住民の安全対策について

本村において指定されている土砂災害警戒区域および特別警戒区域（レッドゾーン）は、各地域に、どの程度の世帯数が存在しているのかお伺いします。

また、現地には急傾斜地崩壊危険箇所や老朽化した谷筋など、実際に災害リスクの高い場所が点在しています。

こうした危険箇所に対して、村として奈良県へ急傾斜地崩壊対策工事の採択重点化など「事前防止対策」の要望をこれまでどのように行ってきたのか、また今後どのように取り組まれるのかを合わせてお伺いします。

### (2) 村民生活および固定資産税評価への影響について

レッドゾーン指定により、建築・改築・売買・融資などに様々な制限が生じていますが、こうした影響が住民生活にどのように現れているのか、村として把握されている事例をお伺いします。

また、これらの制限が地域経済や移住・定住促進にどのような影響を与えていると認識されているのかも併せてお尋ねします。

さらに、特別警戒区域内では建築制限等によって利用価値の低下や市場価格の下落が生じるケースがあります。

地方税法上、レッドゾーン指定そのものが評価額に直接影響する仕組みではないことは承知しておりますが、固定資産税評価は本来「市場価値を反映する」を原則としています。

こうした市場価値の変化が評価額にどの程度反映されているのか、加えて、危険区域と非指定区域との税負担の公平性をどのように確保しているのか、今後の検討と対応方針についてお伺いします。

### 答 村長



(1) 区域指定の現状と住民の安全対策について、本村における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況については、対象世帯数が正確に示されている資料はありません。

このため、村が作成しているハザードマップと現況の世帯情報を照合し、概数として整理したものであることを初めに申し添えておきます。

まず、河合地区ですが、世帯数117世帯のうち約60世帯が土砂災害警戒区域に該当し、さらにそのうち約28世帯が特別警戒区域に該当します。次に、小椋地区ですが、世帯数79世帯のうち、約62世帯が警戒区域内、約25世帯が特別警戒区域内、西原地区は、世帯数56世帯のうち約34世帯が警戒区域、うち約7世帯が特

別警戒区域に該当します。最後に、白川地区ですが、世帯数24世帯のうち、約13世帯が警戒区域内、約5世帯が特別警戒区域に該当します。以上が地区別の公の指定状況です。

次に、急傾斜地崩壊危険箇所などへの事前防止対策について、急傾斜地崩壊対策工事については、県事業として採択基準や優先度の整備が必要であることから、まずは村内の危険箇所の把握、そして特別警戒区域内にある避難所の安全確保を優先し、県と情報共有を進めてまいりました。

令和3年に奈良県から示された土砂災害対策事業に関する意見照会に際しては、特別警戒区域内に存在する上北山村青年研修所、郷土文化保存伝習施設、そして災害時の救護所となるワースリピングかみきたの3施設について、いずれも土砂災害対策の実施が必要である旨を要望したところです。

このうち、上北山村青年研修所、ワースリピングかみきたについては、急傾斜地崩壊対策工事の実施が県により決定されています。これらの状

況を踏まえ、今後の取り組みについて、本村としては、まずは土砂災害特別警戒区域内に位置する避難所の安全確保を最優先に進めていきたいと考えています。

避難所は、災害時に住民の皆様を生命を守る最も重要な拠点であり、その安全性を高めることが喫緊の課題であると認識しています。その上で、残る郷土文化保存伝習施設についても、県との協議を重ねて必要な対策を講じられるよう継続的に働きかけてまいりま

す。

また、その他の危険箇所についても、地域の実情を踏まえながら順次整備し、県と連携して検討を進めていきたいと考えています。

本村は、地形特性上、多くの集落が急傾斜地と隣り合わせです。住民の皆様々の安全確保を第一としつつ、日常生活への影響にも配慮し、地域の実情に即した防災対策を着実に進めてまいります。

(2) 村民生活及び固定資産評価への影響については、まず、固定資産の評価については、地方税法第403条第1項の

規定により、市町村長は固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならぬとされています。固定資産税評価額は、土地の適正な時価を反映することを基本としており、国の地価公示価格や実際に行われた土地の売買実例価格、また不動産鑑定士が算定する鑑定評価額などを基準に算定しています。

その水準は地価公示価格等のおおむね7割を目途とするようにされています。ご質問のレッドゾーン指定に伴う住民生活への影響については、土砂災害は毎年全国各地で発生しており、本村でも幸い集落内ではありませんでしたが、令和6年4月1日、国道169号の河合〜西原間における崩土によって通行止めとなり、余儀なく迂回路での通行を強いられるということがありました。土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律は、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、その区域の中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為を制限するなど、土砂災害の防止

のための対策の推進を図ることを目的として制定された法律です。都道府県は、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき基礎調査を行い、2種類の区域を指定しています。一つは土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、もう一つは土砂災害特別警戒区域レッドゾーンです。本村における土砂災害特別警戒区域等の指定による影響については、定住等を考えておられた方が土砂災害特別警戒区域内にある物件の購入を検討されていましたが、金融機関における融資の関係で担保設定価格が低く見積もられるなど融資の対象外となったことから、購入を見送られるという影響があった旨をお聞きしています。本村の場合は、土地の固定資産税評価額は街中に比べ価格が低く、過去2回の「3年に一度の評価替え」においても、いずれも5%から10%程度下落している状況です。また、市場取引が極めて少ないため、土砂災害特別警戒区域の指定前後での価格にどれほど影響が出ているのか、どれほどの下落があったのか、減価差を計上する

ことができないことから、現時点では個別の減価補正を行っている状況です。この点については評価が市場価格を反映するという原則に照らしても、市場価格例が極めて少ない本村の場合は、国が定めた評価基準に基づき、適正な評価が行えているものと考えています。

ここで、税負担の公平性の対応について申し上げます。固定資産税の評価は、土地の位置、利用状況、接面道路、形状、周辺環境など複数の要素を基準に、個々の土地に応じた補正を加えながら評価しているところです。

そのため、土砂災害特別警戒区域の指定そのものだけではなく、地形の制約、接道条件、利便性の差といった項目を総合的に反映することで、区域内外の公平性が欠けることのないよう調整しているところです。今後、市場における取引事例の蓄積や国の評価基準、評価通達の見直しなどがあつた場合には、指定区域を踏まえた補正の必要性について検討することは可能です。现阶段では、客観的な価格差の

確認ができないことから、過度に税負担の差をつけてしまうことは、反対に公平性を損ねるといった点を御理解いただきたいと思います。

最後に、今後の対応ですが、土砂災害特別警戒区域の指定は、移住定住や土地利用に影響を及ぼす側面があり、村としても重要な課題として認識しています。今後も、国や県から示される評価基準の動向、近隣町村の減価補正実施状況、また本村の市場取引状況の変化を注視しながら、必要に応じて評価方法の見直しを検討してまいります。現時点では、本村の評価水準や市場取引の状況を踏まえ、評価基準に基づき適正に評価が行われており、区域内外の公平性は確保されているものと考えています。

令和7年

## 12月12日も村議会

### 一般質問

12月のことも村議会において、4名の議員による一般質問が行われましたので、その概要についてお知らせします。



#### ■近野千鶴議員 問 観光について

観光についてお尋ねします。上北山村、河合にあるカモシカデッキはとも景色が良くて、ヒクニックなどでもできると聞いています。私もいつか友達や家族と利用してみたいと思っていたのですが、今は使用禁止と聞き、とても残念に思いました。カモシカデッキが使えるようになれば、村に来る人たちが楽しめる場所が増え

るだけでなく、Uターンやターンのこの村に戻ってきたり、移り住んだりするきっかけにもなると思います。そこでカモシカデッキを村のみんなや観光に来た人たちも利用できるようにしてほしいと思いますが、村ではどのように考えているのかお尋ねします。

#### ■岩本建設課長 答

近野議員からカモシカデッキの利用についてご質問がありましたのでお答えいたします。カモシカデッキの正式名称は「上北山村ウッドデッキ」といい、令和2年度に国から分配された森林環境税譲与を活用し、地元の木材を使って一か所当たり10から20平方メートルのデッキを3箇所整備いたしました。

森林環境税と税とは、管理が行き届かなくなった森林を整備し、環境の保全や災害の防止を進めるために、国民一人当たり年間1,000円を負担し、そのお金を国から都道府県や市町村に分配する制度です。この税金は、森林や林道の整備、森林を守る人を育てること、木材の利用を広げる取り組みなどに使われていま

す。

ウッドデッキについては、地域の木材の有効利用と普及啓発、そしてくつろぎの場を提供することを目的として設置したもので、使い方については許可制となっております。現在、使用禁止としているものではございません。ウッドデッキの管理については、景色を眺めたり、昼食や休憩などで利用していただく場合は自由に使用していただきたいと考えています。

ただし、テントを張って宿泊する場合や長時間その場を占有する場合には、申請をしていただき、一部費用を負担していただくことがあります。今年度は学童保育の活動でウッドデッキを無償で利用していただいております。また、今年の夏はホテル付近の川遊びに多くの方が来られたため、周辺でゴミや車の駐車の問題が発生いたしました。

そのため、一時的にウッドデッキへ通じる林道やウッドデッキの利用を制限させていただいていますが、今後はできるだけ多くの方に利用していただけるように、案内の方法などについても工夫していきたいと考えてい

ます。

しかしながら、地域にお住まいの方々にご迷惑をおかけすることのないよう、ある程度の利用制限は必要であると考えております。

#### ■村内の街灯に設置について。 問

村内の街灯の設置についてお尋ねします。学校から活などのある日は夕方になり、周りがとても暗くなることがあります。歩いていると足元が見えづらく、不安に感じることがあります。小さな子供たちにとっても安全に帰るための明かりはとても大切だと思います。そこで、村内の街灯をもっと増やしていただけたら嬉しいのです。よろしくお願います。

#### ■北室総務課長 答

村内の街灯の設置についてのご質問にお答えいたします。帰り道が暗くて不安に感じることがあるという話はとても大切な指摘として受け止めています。特に部活動などで帰りが遅くなる日は、周りがよく見え、足元もわかりにくいことが

ありますので、安心して家まで帰れる環境作りは村にとってもとても重要なことだと考えます。

村内では防犯灯の設置や修繕について、地域の様子をよく知っておられる区長さんを中心に進めていただく仕組みをとっています。住民の皆さんから、この場所は暗い、明かりがない、等の声を区長さんにお知らせいただき、区長さんから役場へ正式に申し出ていただく流れになっています。

防犯灯は、場所によっては電柱の位置や電気の引き込みが必要になるなど、設置までに確認しなければならぬこともあります。そのため、村ではいただいた声をもとに、実際に担当職員が現場を見に行き、安全面や周囲の状況を確認した上で、設置の可否や修繕の必要性を判断しています。

もし皆さんの通学路の中でここが暗くて危ないな、もう少し明るいと思える場所があるなど感じる場所がありましたら、ぜひおうちの方と相談して、区長さんにお知らせいただければと思います。村としましては、いただいたご意見をしっかりと参考にしながら、必要な場所に

は防犯灯の設置や周りの明かりの改善が進められるよう、これからも丁寧に取り組んでまいります。

**問 図書環境の充実について**

図書環境の整備についてお尋ねします。私は上北山村にも図書館があればいいなと思っています。近くに川上村の大きな図書館がありますが、そこまで行くには30分以上かかり、車がないと行けないため、とても不便に感じています。そこで、村内に小さくても良いので村民が気軽に利用できる図書館の設置について考えていただけたり嬉しいかと。

また、村内に図書館を設置することが難しい場合には、村内にあるヤマザキショップにおいて雑誌などを気軽に手に取ることができると、コーナーを新たに設けていただきたいと思います。

**答 中垣内教育長**

上北山村には大きな図書館がなく、不便に感じている人がいることについては、村としても受け止めております。近野議員のように本に親しむことはとても大切な

ことだと考えています。ただ、上北山村は人口が少ない村であるため、大きな図書館を新しく作ったり管理したりすることはなかなか難しいのが現状です。そのため、平成30年にうちのきセンタ―の中に小さな子供向けの絵本や遊び道具を置いた「もみじ図書室」を整備しました。また、隣には村のことや昔の暮らしを知ることができると、本や資料を集めた部屋も設けています。さらに、1階には気軽にお話しできる場所としてカフェなどもあります。

もみじ図書室では、毎年少しずつ新しい本を購入しています。今後は近野議員の世代の皆さんにも楽しんでもらえるような本についても工夫をしていきたいと思えます。また、やまゆり学園では、本年度新たに情報図書室を整備する予定です。

本やパソコンを配置し、新しい図書室としての活用をしていくことを考えています。今後については、学校の先生方と相談しながら、皆さんがどのような本を読みたいのか考え、できる範囲で本を充実させていくことについて検討していきたいと

思います。これからも学校やうちのきセンタ―を活用しながら、本の親しみやすい環境づくりに取り組んでいきたいと思えます。

**答 遠藤企画政策課長**

「道の駅ヤマザキショップ」での雑誌の販売コーナーの設置要望について答弁させていただきます。この点について、運営している一般社団法人ツーリズムかみきたに確認を行いました。道の駅の利用者は、都市部のコンビニと違い、目的地に行く途中での立ち寄りが多く、上北山の道の駅で、ついでに雑誌を購入するといったことは稀であると思われること、また、定期的に村民が雑誌を購入されることは想定できるものの、そもそも人口が少ないことから採算が合わないということでした。

つまり、週刊誌や月刊誌の種類が多くて、仕入れて並べても売れなければ、週刊誌なら、次の週には新しいものが入ってきます。月刊誌なら、次の月には新しいものが入ってきます。そうすると、古いものはさらに売れなくなり、このように売れなく

ら赤字になる、要は損をするリスクが高いということでした。

また、最近はスマホやタブレットで閲覧できるデジタル電子書籍が増加しており、どこに行っても通信環境があれば読むことができることから、印刷物としての雑誌の発行部数も減少してきているという点です。このようなことから、ヤマザキショップとしては、限られた店舗スペースの中で、雑誌よりも収益性の高い他の商品やサービスを充実させているとのことでした。

今回、近野議員からご要望いただいたのですが、回答のとおり、現時点においては難しいと思われれます。



**問 金岩佑真議員 街頭の点灯時間について**

街頭の点灯時間について

お尋ねします。冬になると午後4時から6時ごろにかけて急に暗くなり、周囲が見えにくく不安に感じることがあります。冬だけでも街灯の点灯時間を少し早めていただくことはできないでしょうか。みんなが安心して帰れるようにしていただけたらうれしいです。

**答 北室総務課長**

街頭の点灯時間について、村内の防犯灯については、建物に設置されているものの一部を除き、電柱に取り付けられている多くのものが、外の明るさを感じずる明暗センサーによって自動的に点灯する仕組みとなっております。

このセンサーはあたりが十分に暗くなったと判断したときに明かりがつくよう設計されているため、機械の仕組み上、時間を指定して早目に点灯させることが難しいという面があります。ただし、冬は日が沈む時刻が早くなるため、帰宅の時間帯に暗さを感じやすく、不安に思われることも理解しています。

もし暗くなっても明かりがつかない場合には、電球が切れている、防犯灯本体が

故障している、明暗センサーが正常に作動していないなどといった原因が考えられます。こうした可能性もありませんので、いただいたご意見を踏まえ、総務課の担当者が現地に赴き、点灯状況に問題がないか、しっかり確認するようにします。

防犯灯の不具合については、先ほどの質問の答弁でも申し上げましたとおり、区長さんを通じて役場総務課までお知らせいただく方法をとっています。ご連絡をいただいたら、現場を確認した上で、原因に応じて修繕を進めてまいります。皆さんが安心して帰宅できるよう、防犯灯がきちんと点灯する体制を今後も整えてまいります。

**問 熊への安全対策について**

熊への安全対策についてお尋ねします。最近、他県においてクマの目撃情報が数多く報告されています。ニュースでも取り上げられており、住民の方々が不安を感じられています。上北山村は自然豊かな地域であり、クマも生息していると聞いていま

す。通学の時や屋外で遊んでいる時などにクマに出会ってしまうのではないかと不安に感じている人もいます。そこで、村の皆さんが安心して生活できるように、どのような安全対策をしているのかお尋ねします。

**答 遠藤企画政策課長**

全国的なニュースを見て、自分の住む地域は大丈夫なのかと気になるということには至極当然のことかと思えます。私たちの上北山村でも、ツキノワグマの出没はシカやイノシシの獣害とは違った命にかかわる危険な問題として最大の注意を払っています。

ご心配のとおり、ニュースでよく聞くように、近年はツキノワグマやヒグマの活動範囲が広がり、人里近くでの目撃情報が全国的に増えています。私たちの地域も例外ではなく、12月6日には西原地区の養漁場でクマが捕獲されました。また、12月8日には、小椽地区小原の民家の近くでクマの糞や柿の木に爪痕が発見、確認されました。

紀伊半島にはツキノワグ

マが生息しており、絶対安全だとは残念ながら言えません。

特に秋から冬にかけては餌を探して活発に動くため注意が必要です。しかし、上北山村では昔からクマは山にいます。山では「クマ八ギ」と言われて杉の木を剥いでしまい、木が枯れてしまふという被害があまりありません。

これは樹皮の下の皮をなめて食料を補おうとしていると言われています。皮を剥がされると木が枯れてしまふので、木を育てるのに何十年もかかる林業にとつては大きな被害となります。このような山の中の被害ではなく、議員の皆さんをはじめ、私たちが住んでいるところに出没するとなると大変なことになります。

クマが集落近辺に出てきてからの安全対策と言いますと、餌を仕掛ける、見回りをしつ、そういったことばらいつかできないのです。では、どのようにして皆さんの安全を守るかについては、村民の皆さんの協力により、次の3つの方法で対策を行っています。

1つ目は、役場と村民による情報共有を徹底してい

ます。クマ対策で一番大切なのは、クマがどこにいるかをすぐに知ることです。もしクマを見かけたり、足跡や糞を見つけたりした場合は、すぐに役場に連絡してもらい、すぐにかみきた通信で放送をし、地域全体へ注意を呼びかけています。

そして、目撃情報があった場所の周辺は、役場の職員や警察、狩猟する人たちの団体である村の猟友会が巡回して安全を確認します。

2つ目は、クマを人里に呼ばない環境づくりをします。クマが人里に近づいてくる一番の理由は、餌があることです。

クマにこの場所には食べ物がないと思わせることが重要です。具体的な取り組みとしては、村民の皆さんには生ごみや食べ残しはクマが臭いで引き寄せられる一番の原因となりますから、ごみの収集日以外は外に出さず、戸締まりをしつかりして屋内に保管するなど、動物を寄せ付けないような管理をお願いしています。

また、柿などの果実や野菜の残りを畑にそのままにせず、片付けてもらうようお願いをしています。そのほかにも、家の周りや草や

藪が茂っていると、クマが目につかず隠れやすくなりますから、定期的な草刈りを住民の皆さんにお願いしています。

3つ目は、外出時の自分の身は自分で守る対策です。クマと出会わないことが自分を守る最大の対策です。具体的な取り組みは、音で人がいることをクマに知らせるということです。山や森に入る時、あるいは朝夕の散歩の時には、熊鈴やスマホで音楽を鳴らす、あるいはラジオを聴くなど、常に音の出るものを身につけて、クマに人間の存在を知らせるようにすることが大切です。

また、特に夜間や早朝は、できるだけ一人ではなく複数人で行動するようにしてください。ここで、ごも議会の議員の皆さんへお願いがあります。クマはとも力が強く、危険な野生生物です。クマに出会ってしまったら、絶対に大声を出したり、走って逃げたりしないでください。

それはクマを興奮させてしまふからです。まず落ち着いてゆっくりと背中を見せずに後ずさりして、その場を離れるようにしてください。また、子熊を見かけて

も近くには必ず母熊がいます。絶対に近づかないでください。皆さんが自分の地域に関心を持ち、情報を共有してくれることが、安全な地域づくりにつながります。これからもこの地域の安全について一緒に考えてくれれば大変ありがたく思います。



■島津江惣真議員  
クマや野生動物への  
対策について

クマや野生動物への対策についてお尋ねします。今年全国的にクマによる被害が増えていると聞いています。上北山村でも山が近く、野生動物が身近にいる環境ですが、クマへの対策はどのようなに行っているのでしょうか。また、学校の周りや生活の中で野生動物を見かけることがあります。私たちが安心して学校生活を送れる

よう、村ではどのような対策をしているのかお尋ねします。

■中垣内教育長

先ほど金岩議員のご質問に企画政策課長から回答させていただきましたとおり、全国的なクマの被害の増加を受け、上北山村でも対策を強化しており、役場と村民による情報共有の徹底、クマを人里に呼ばない環境づくり、外出時の自分の身は自分で守る対策を村民の皆さんにお願ひして対策を行っているところです。

こうした村全体でのクマ対策に加え、皆さんが毎日通い、多くの時間を過ごしている学校の周りについても、安心して学校生活が送れるよう、野生動物への対策を進めていくことが大切だと考えています。今年度は、学校の建物を安全に使っていくため、長寿命化工事を行っています。

その工事の中で校門の前にあるグラウンドのフェンスを野生動物が入りにくいように、これまでよりも高いフェンスに取り換えていく予定です。このフェンスの取り替えにより、シカなどの野生動物が学校の中に入

りにくくなるのが期待されます。ただし、野生動物は山の自然の中で生活をしているため、フェンスの取り換えだけで完全に防ぐことは難しいと考えています。

そのために、学校の中にある畑で育てている作物のある畑については、野生動物に食べられないように畑の周りに囲いを設けるなど、できるだけ早く対策を行います。このように、村全体で行っている対策と併せて、学校の周りでも一つ一つの対策を重ねながら、皆さんも少しでも安心して学校生活を送れる環境づくりに村として取り組んでいきたいと考えています。

今後学校の先生方や関係する方々と相談しながら、状況に応じて応じた対策を進めてまいりたいと思います。

■村の未来について

村の未来についてお尋ねします。近年、上北山村を訪れる観光客の方が増えてきているように感じます。賑やかな場面も増えてきて、とてもうれしく思っております。しかし、その一方で人

口は少なくなってきたており、このままでは将来がどうなってしまうのかと不安に思っています。

これからの上北山村はどのような進歩を遂げていくのでしょうか。村長さんはどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

■村長

ご質問ありがとうございます。島津江議員の観光に來る人は増えているように見えるのに、村の人口は減り続けている。このまま上北村はどうなってしまうのかという質問は、皆さんが本気で未来のことを考えてくれているからこそ出てくる、とても大切な問いだと思えます。

私自身もはつとさせられました。さて、まず人口が減っていることについてお話しいたします。これは上北山村だけの問題ではありません。日本の多くの地域で子供が少なくなりお年寄りが増えています。また、若い人が学校や仕事のために都会へ出ていく流れもあります。小さな村ほどその影響を強く受けてしまいます。しかし、人口が減ったからとい

て村がなくなってしまうわけはありません。人数が少なくなっても元気で安心して暮らせる村には大きな意味と可能性が広がります。一方で、上北山村には豊かな自然や文化、温泉などの魅力があります。

そのため、村を訪れる観光客は少しずつ増えてきています。これは村にとって大きなチャンスです。観光は村の経済を支え、新しい仕事を生み出すきっかけにもなります。ただし、観光だけに頼るのではなく、ここで出たお金や人とのつながりを、村の暮らしをより良くすることにつなげていくことが大切だと思っております。

では、これから村を良くしていくために何が大切なのか。私は特に次の3つが重要だと考えています。1つ目は、ずっと進み続け、ずっと住みたいと思える村づくりです。病院や交通、防災など生活に欠かせないことをしっかりと守り、お年寄りも子供も安心して暮らせる環境を整えます。

また、インターネットなどのデジタル技術を使って、村の外とのつながりを強める取り組みを進めてまいります。

2つ目は、村の良さを活かしたにぎわいづくりです。自然や文化を大切に守りながら、それを観光や特産品づくりに生かし、仕事や人との交流を増やしていきます。

村の外の人のつながりは、小さな村にとって大きな力となります。

3つ目は、若い世代が将来の夢を描ける村です。皆さんが一度村の外に出て、いつか戻ってきたい、村のため何かをしたいと思えるような環境をつくってまいります。

勉強やデジタル技術、新しい働き方に対応することで将来の選択肢を広げていきたいと思っています。この3つを進めていくためには、まず村の経済をしっかりとさせることも大切です。働く場所や仕事をつくり、安定した収入を得られるようにする必要があります。

わかりやすく言うと、まず住み続けたい村をつくり、その中で仕事やにぎわいを生み出し、結果として若い人が将来を考えられる村にしていくことが行政としての大切な役目だと思っています。そしてもう一つ忘れてはいけないのは、気持ちの問題

です。

村がこれからも続いていくためには、村を大切に思う気持ち、つまりふるさとへの愛着を育てることも大事なことです。このように環境づくりは、行政だけではできないものではないと思います。村民一人ひとりが力を合わせて取り組んでいくことが必要であります。

村をつくり支えていくのは村に住む皆さんであり、ここにいる後期課程の皆さんもその一員です。皆さんの考えや行動が村を動かす力になります。上北山村の未来は誰か一人が決めるものではないと思います。今、議員が言ったように、このままで大丈夫なのかと不安に思うことは、それだけ村を大切に思っている証拠です。

ぜひ皆さんの意見やアイデアをこれからの村づくりに活かしていきたいと思えます。



■森望夏議員  
上北山村の魅力発信について

上北山村の魅力発信についてお尋ねします。上北山村には、こんにゃくや割りばし、とちもちなど、村ならではの特産品があり、とても魅力的だと思います。私はこれらの特産品をもっとたくさんの人に知ってもらえたらうれしいと感じています。さらに、村には伝統行事などの素敵な文化もあります。それらも一緒に広めていきたいらいいと思います。

そこで、特産品や伝統行事などの魅力を多くの人に伝えるために、村では今、どのような取り組みをされているのかお尋ねします。

答 遠藤企画政策課長  
森議員の地域の宝を大切にしたいという熱意が伝わる質問だと思います。まず、

地域の特産品を広めるための取り組みについてお話しします。上北山村にはこんにゃく、割りばし、とちもち、そのほかにも木工品やぬざさ寿司、鹿肉、しし肉、アマゴなど、山間地ならではの魅力的な特産品や受け継がれてきた大切な特産品があります。

これらを地域外の人に知ってもらう、実際に来てもらう、買ってもらうため、村はPR活動をしています。村のホームページで紹介ページを設けているほか、村の発行するパンフレットに掲載して紹介しています。また、奈良県内外で行われるさまざまなイベントに参加して宣伝販売を行っています。

最近では、12月13日、議員の皆さんが耐寒マラソンで走った日に奈良市で開催された奈良マラソンの受付会場にて販売を行いました。また、議員の皆さんが遠足で訪問し、10月に閉幕した大阪関西万博では、9月に2日間パンフレットを配布して宣伝を行い、また4月には4日間販売を行いました。

また、皆さんも耳にしたことがあると思いますが、ふるさと納税という制度

で、上北山村に寄附をしてくれた方にお返しとして返礼品を送付するのですが、その返礼品を選んでいただく村のホームページのリストに村の特産品をたくさん載せております。

特産品についても、現在の取り組みとしては以上のようなことを行っています。

次に、伝統行事を多くの人に伝える取り組みについてお話しします。上北山村の伝統行事といえば、1月8日に河合地区で行われる「八日薬師」、7月に西原地区、小椽地区で行われる「虫送り」、各地区で春と秋に行われる神社の祭りや盆踊りなど、地区が主体となっており、わたるものがあります。

また、最近では5月の大台ヶ原マラソン、9月のヒルクライム大台ヶ原など、役場と地域の人が協力して行っている行事もあります。特産品を広めると同じで、行事を地域外の人に知ってもらう、実際に来てもらうためにパンフレットに掲載したり、インスタグラムなどのSNSを利用してPR活動をしておりますが、地域で行われている行事は議員の皆さんも参加されているので、規

模がそんなに大きいものではないため、あまり多くの人  
が押し寄せても駐車場の問  
題やいる場所、見る場所の  
問題など、受け入れ側が困っ  
てしまうこともありま  
す。村としても大々的にPR  
活動をしているわけではあ  
りません。一方、役場と地域  
の人が協力して行うマラソ  
ンや自転車の大会は、議員  
の皆さんのやまゆり学園の  
運動場やとちのきセンター  
の駐車場を借りることによ  
り、駐車場を確保して一人  
でも多くの方に参加して  
もらい、上北山村に来て  
もらえるよう、ホームページ  
やSNSなどを活用してPR活  
動を行っています。

**問** 上北山村の自然と観  
光の両立について

上北山村の自然と観光の  
両立についてお尋ねします。  
上北山村にはきれいな山  
や川など自然がたくさんあ  
ります。その自然に惹かれ

て観光に来る人も増えてい  
ると思います。でもその一方  
で、自然を大切にしてい  
くことがとても大事だと感じ  
ています。

例えば、ごみを持ち帰って  
もらうことや自然を守るル  
ールについて、ポスターを掲  
示したり、呼びかけを行っ  
たりすることも大切だと思  
いました。そこで、村の自然  
を守りながら観光を楽しん  
でもらうために、現在どのよ  
うな取り組みをされている  
のかをお尋ねします。

**答** 遠藤企画政策課長

森議員の言うとおり美  
しい自然を守るとい  
うことは、この地域の観光と暮ら  
しの土台です。自然を壊し  
てしまつたら、誰もこの場所  
に行きたいと思わなくな  
ってしまいます。観光客が増  
えることはうれしいこと  
ですが、自然が壊れてしま  
つては意味がありません。

私たちはこの地域に  
来た人に、この地域の宝物を大  
切に思ってもらうことが一  
番大切だと考えて取り組ん  
でいます。上北山村の自然  
といえば、山と川です。山  
登りはしんどいですが、誰  
もが登るわけではありませ  
ん。また、登山される方のマ  
ナーは最近良くなっている

よう、ゴミが落ちてい  
る場合もありますが、鉛の包  
み紙やティッシュなど不注  
意で落としてしまったよう  
なゴミが見受けられること  
が多いようです。今回は  
子供から大人まで気軽に  
楽しむことができる川遊びに  
関わることで取り組んで  
いることを答弁したいと思  
います。

上北山村では、環境パ  
トロールという見回りをし  
てくれる人を雇用して、普  
段から道路横のゴミ拾いや  
公衆トイレの清掃をお願い  
しています。河川利用者が  
増える夏はこのパトロール  
隊を増員しているのと、お  
盆の観光客が多い時期には  
役場の職員が河川のゴミを  
拾いに行ったりしています。  
そのほかにも、マナーを守  
ってもらうために、河川への  
入り口にバーベキューの火  
気の使用、ゴミの放置、水  
を汚す行為はやめてくださ  
いと呼びかける看板やゴミ  
の持ち帰りを呼びかける  
看板を設置しています。また、  
今年8月のお盆期間中の11  
時と13時に、村の屋外ス  
ピーカーで環境美化への協  
力をお願いの放送を流し  
ました。

去る11月8日にやまゆり  
学園で行われたふれあい文  
化祭を見学しました。その  
中の生徒児童会による発  
表では、観光客の夏の川遊  
びでの問題行動を取り上げ  
て、劇で児童生徒の皆さん  
が演じていましたが、これ  
を見て村としても河川利用  
に関わる問題にしっかりと  
取り組んでいかなければなら  
ないと思います。

今年夏の川の川遊びでは、  
多くの人が訪れて、迷惑駐  
車やゴミの放置、勝手に人  
の家のトイレを使ったり、  
騒いだり、橋から飛び込む  
ようなマナー違反などの問  
題が多かったからです。お  
そらく皆さんも今年の夏の  
状況を見られて問題だと思  
ったから、文化祭でテー  
マに挙げたのかなと思いま  
す。

村では来年も同じよう  
なことになるように、ど  
のような対策をしていけば  
よいのか、10月16日に河川  
利用の検討会というものを  
開いて、地域の皆さんの意  
見をお聞きしました。その  
後も11月13日、12月2日と  
合計3回開催をしました。  
まさにこの検討会は、議員  
ご質問の村の自然を守り、  
村の人の暮らしを守りなが  
ら、ぐつすれば観光を楽し  
んでもらえるのかという答  
えを探すための村の取り組  
みです。

その中で、来年の夏の川  
遊びに向けて、ポスターで  
はないのですが、新たな看  
板の設置やガードマンの配  
置、SNSや村のホームページ  
での啓発などの対策を考  
えています。そのほかにも、  
先日三重県の町で行われた  
スポごみ大会という3人か  
ら5人のチームで制限時間  
内に決められたエリア内の  
ゴミを拾い、ゴミ拾いのゴ  
ミの質と量をポイントで競  
い合うというスポーツ化した  
イベントに役場の職員に参  
加してもらい、上北山村で  
もできないのか検討もして  
おるところです。これらの  
取り組みにより、観光客の  
皆さんにこの地域は自分  
たちで自然を守っているとい  
うメッセージを伝えていき  
たいと考えています。

〜上北山村に縁あって移り住まれた方を紹介するコーナー〜

# I ♥ かみきた



小椽在住  
森 愛里さん  
鹿児島県出身/  
令和3年9月移住

**Q 移住を決めたきっかけは？**

看護師の求人を見たことがきっかけでした。

自然に囲まれた上北山村は、仕事と生活のバランスを大切にしながら、安心して暮らせる場所だと感じています。

移住を考えている方には、ぜひ一度この村の空気や人の温かさを感じてみてほしいです。

**Q 移居前と変わったことは？**

車を運転する機会が増えまし

た。

その分、家族で景色を楽しみながら移動できる時間が増え、日常の中で自然を身近に感じられるようになりました。

さらに、自然が身近にあり、地域の方々が温かく見守ってくださる上北山村は、子育てもしやすい環境だと感じています。

**Q 移住して大変だったことは？**

自然が豊かな分、虫が多く、刺されてしまうこともあります。最初は驚きましたが、少しずつ対策にも慣れてきました。

**Q 上北山村の第一印象と、今の印象は？**

第一印象と大きくは変わりませんが、実際に暮らしてみると、優しく温かい方が多く、子どもにも声をかけてくださるなど、とても住みやすい村だと感じています。

**Q 村内でお気に入りのスポットは？**

北山宮です。

季節を感じられる場所で、気持ちが落ち着き、家族でもよく訪れています。

**Q 移住してから印象に残った出来事は？**

お祭りや伝統行事が多く、村全体で盛り上がっていることです。

子どもも地域の行事に参加でき、地域のつながりを感じられるのが印象的でした。

**Q 休日は何をして過ごしていますか？**

買い物や映画鑑賞をしたり、家でお菓子作りをしたりして、家族とゆったり過ごしています。



次回、お楽しみに!!



## すくすく

なかもと ゆい  
**中本 結葵ちゃん**

生年月日 令和3年8月16日

### お母さんからの一言

『笑顔の可愛い我が家のプリンセス♪  
これからもお兄ちゃんやお友達と仲良く  
すくすく元気に大きくなってね!』



## 800年以上続く伝統行事 八日薬師

1月8日（木）、河合景德寺の裏庭において、無形民俗文化財に指定されている伝統行事の八日薬師「弓矢祭」が古式ゆかしく行われました。

今年の射手は、禰宜に金岩佑真くん、上殿に島津江惣真くん、下殿に金岩奏佑くん、射返しに小谷海くんが選ばれ、見学者が見守る中、30m以上先の的をめがけて弓を引きました。



## 成人を祝う会

1月11日（日）上北山村振興センターにて上北山村成人を祝う会が行われました。

式では教育委員の式辞、教育長による記念品の贈呈、村長及び議長からの祝辞が述べられたあと、田垣内蓮さんが成長していく過程の写真がスクリーンに映し出される中、両親や恩師、村の方々への感謝の想いや将来の夢などが述べられました。



成人を迎えられた田垣内蓮さんからメッセージをいただきましたので、紹介します。

### 〈今後の抱負や思い出〉

この度、無事二十歳をここ上北山村で迎えることができ、大変嬉しく思います。ここまで歩んでこられたのは育ててくれた両親、熱心にご指導していただいた先生方、並びに温かく見守ってくださった地域の方々の支えがあったからです。改めて深く感謝申し上げます。

現在、私は大学で経営学及び経済学を学んでいます。それらの視点を活かし、上北山村をはじめ地域や社会の課題解決に取り組んでいきたいです。また、この節目を機に責任ある大人としての自覚を持ち、日々精進していきたいと思えます。

### 〈村に一言〉

「化粧して樹氷うたいし大台の麓でもえるは情の花」  
上北山村はいつまでも愛すべき私の故郷です。



たがいと れん  
田垣内 蓮さん

## 「税についての作文」表彰

国税庁と全国納税貯蓄組合連合会は、税への関心や正しい理解を深めていただくことを目的として、全国の中学生から税についての作文を募集しています。本村から応募した上北山やまゆり学園7年生の金岩佑真さんの作文が「上北山村長賞」に選ばれ、12月19日（金）に表彰されました。また、同学園9年生の金岩奏佑さんが「公益社団法人吉野納税協会会長賞」、7年生の島津江惣真さんが「近畿税理士会吉野支部長賞」を受賞されました。



## 「日本の税負担は他の国と比べてどうなのか」

上北山やまゆり学園 第七学年 金岩 佑真  
かねいわ ゆづま

近年、日本の税金に対して不満を持っているという人がニュースでも取り上げられています。実際、税負担の軽減を理由に海外移住する人も少なくありません。日本の税負担は、他の国と比べてどうなのかを調べました。

調べてみると日本の税率は、決して高くはありません。先進国の中では比較的低いほうだと言えます。今回比較する税は、消費税です。日本の消費税は二〇一九年に十%に上がりました。日本の消費税は年金や医療、介護に使われています。消費税が導入されている国の中で、五十一ヶ国中日本は十位です。そして最も高いのがハンガリーで二十七%で最も低いのがカナダで五%です。単純な税率だけで考えると日本は他国よりも負担は少なく生活しやすい国です。ハンガリーの消費税が高い理由は、国民が病気や怪我をした時に使われる税金が多いからです。ハンガリーの消費税が高い理由は最初は納得しましたが、国を充実させるために必要なことだと知って消費税が高い理由に納得しました。そしてカナダの消費税が低い理由は、国が持っているお金が多いため消費税があまり使われていないからです。この二つの国の消費税が高い、低いのには色々な理由があることがわかりました。

そして僕は、日本の消費税が必要か必要じゃないかを考えました。僕は必要だと思いません。なぜならもし消費税が無くなると日本の景観が崩れるなどのことが起きる可能性があるからです。だから消費税が必要だと思います。

日本は税金を取りすぎだと最初は思いましたがこれを調べて世界と比べたら日本は意外にも税金を取っている量は少ないということを知れました。もし日本が税金を取る量を少なくなれば日本に移住する人も増えてくるかもしれません。ですが、税金を少なくすると国民のために使うお金が減っていくため考える必要があるなと思いました。自分も大人になったら税金を納めるんだなと感じました。



# 1年間の無火災と村民の安全を願い 上北山村消防出初式

1月10日(土)役場前駐車場において、令和8年上北山村消防出初式が行われ、各地区の消防団員66名と、消防車両6台が参加し、防火・防災への決意を新たにしました。



式典では、国旗掲揚のあと、団長訓辞、村長挨拶が行われました。

次に退団者1名、新入団員1名の紹介、そして消防活動に精励、尽力された団員への表彰が行われました。

また、村議会より森脇副議長、吉野警察署岡田署長、吉野消防署中辻署長の代理で北山分署山本分署長より激励と感謝の意を表する祝辞が述べられました。

退団者、新入団員、表彰者は次の方々です。

(順不同・敬称略)

## ■退団者

### 本部分団

班 長 徳山 隆友

## ■新入団員

### 河合分団

団 員 松尾 和斗

## ■吉野警察署長表彰

### 【優良団員】

### 白川分団

副分団長 家本 晃悟

### 小椽分団

団 員 阪口 祐弥

## ■団長表彰

### 【精勤賞】

### 河合分団

団 員 高澤 毅

同日に、消防に尽力されたとして、昨年三月に消防庁長官・日本消防協会長より表彰された団員に、表彰の伝達が行われました。

表彰者は次の方々です。

(順不同・敬称略)

## ■消防庁長官表彰

### 【永年勤続功労章】

### 白川分団

団 員 森ノ内 亮

### 小椽分団

団 員 福西 克之

## ■日本消防協会長表彰

### 【功績章】

団 長 小松 広一

## ■日本消防協会長表彰

### 【勤続章】

分団長 山本 日出夫

### 河合分団

分団長 後岡 宏弥



# 奈良県消防協会 吉野支部連合

## 出初式



1月18日(日)、黒滝村農林トレーニングセンター(奈良県黒滝村)で、奈良県消防協会吉野支部連合出初式が行われ3町6村の消防団員が出席し、消防活動に尽力された団員が表彰されました。

本村の表彰者は次の方々です。

(順不同・敬称略)

## ■奈良県知事表彰

### 河合分団

班 長 岡 周示

## ■奈良県消防協会長表彰

### 本部分団

分団長 山本 日出夫

## ■奈良県消防協会

### 吉野支部長表彰

### 河合分団

班 長 更谷 亮太

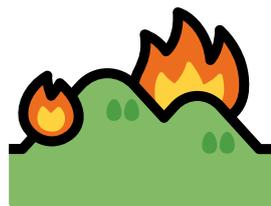
### 本部分団

団 員 東 紘佑

## 山火事予防!!

寒風吹きすさぶこの時期、山では枯れ葉や枯れ草が多くなることに加え、空気の乾燥等の気象条件により、山火事の発生する危険性が高い時期となっています。

山火事は一度発生してしまうと、それを消火することが難しいだけでなく、失ってしまった貴重な森林を取り戻すには、長い年月と多くの労力を要することになります。



**!** 山火事（林野火災）の直接的な原因ってどんなものがあるでしょうか。

- |             |        |
|-------------|--------|
| 1位 たき火      | 2位 火入れ |
| 3位 放火（疑い含む） | 4位 たばこ |

以上の結果を踏まえて、山火事をおこさないためには…



- 1 火を使用する際は目を離さず、使用後は完全に消火する。
- 2 強風時及び乾燥時は、たき火、火入れをしない。
- 3 たばこを吸った後は、完全に消火し、投げ捨てないこと。

みんなで山火事を防止し、美しい自然を守りましょう

## 防ごう!ストーブ火災!

寒い季節を迎え、ストーブなどの暖房器具を使うご家庭も多くなると思います。冬場は空気が乾燥するため、火災が発生しやすい季節です！ちょっとした不注意や誤った使用方法が大きな火災へとつながってしまいます。使い慣れているからと油断せず、正しい方法で暖房器具を使用し、火災を未然に防ぎましょう。

**!** つけたまま寝ない！

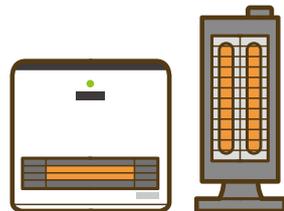
就寝時につけたままだと火災が発生しても気づくことができず、逃げ遅れの原因にもなります。消火したことを確認してから就寝しましょう。

**!** 近くに燃えやすい物を置かない！

ストーブの近くに寝具、衣類、カーテンなど燃えやすいものを置かないようにしましょう。

**!** ストーブの上や近くで洗濯物を乾かさない！

洗濯物に着火すると、あっという間に燃え広がってしまいます。洗濯物は離れた場所で乾燥させましょう。



**!** 使用中の給油は絶対にしない！

石油ストーブに灯油を給油するときは、必ず火を消してから行いましょう。また、給油の際は火気の無い風通しの良い場所で行い、キャップを確実に閉めて燃料漏れが無いことを確認してください。

奈良県広域消防組合 吉野消防署 TEL 0746-32-1011

# 令和8年1月1日から 「林野火災注意報・警報」 運用開始!!

## 改正概要

近年の林野火災の多発により火災予防条例が改正され、  
「林野火災注意報」と「林野火災警報」が新設され、林野火災の予防上、注意を要する気象又は危険な気象状況になれば、火の使用を制限する努力義務 又は 義務 を課すこととなりました。

## 対象期間

林野火災が多発する1月～5月まで

## 周知方法

発令時は、SNS や消防車両の巡回等でお知らせします。

## 火の使用制限事項

- |                                        |                   |
|----------------------------------------|-------------------|
| 1. 山林、原野等における火入れ                       | 5. 山林、原野等の場所での喫煙  |
| 2. 煙火の消費                               | 6. 残火、取灰又は火粉の始末   |
| 3. 屋外における火遊び又はたき火                      | 7. 屋内において、窓、出入口等を |
| 4. 屋外において、引火性又は爆発性の物品<br>その他可燃物の付近での喫煙 | 開けたままでの裸火使用       |



詳しくはQRコードより当組合のHPをご覧ください

# 令和8年1月1日から 「たき火」の届出 が義務化されます！

## たき火の対象となる行為の例



「林野火災警報」が発令されると、火の使用制限がされるから、届出をしても 延期又は中止をしてもらう必要があるほろ！！届出はホームページからダウンロードしてほろ！！！！

林野火災注意報・警報発令状況は右記QRコードを読み取りHPで確認下さい



## 税理士による 上北山村・下北山村 合同確定申告相談会のご案内【無料】

### ◆税理士による上・下北山村合同確定申告相談会

日時：令和8年2月19日(木) 13時～16時

場所：上北山村振興センター2階会議室

- ・資産(土地・建物や株式等)の譲渡、贈与税、相続税、山林所得の相談は行いません。
- ・ご来場の際には、前年分の申告書の控え、決算書・収支内訳書等の控え、源泉徴収票や所得控除に係る各種証明書など申告書作成に必要な書類、還付金振込先の分かるもの等、及び個人番号カード(又は個人番号通知カードと本人確認書類【運転免許証・健康保険被保険者証等】)をご持参ください。
- ・予約不要ですが、混雑状況等によりお待ちいただくことがあります。また、交通事情や天候等により、相談開始時間が遅れる場合があります。

【お問い合わせ】 役場住民課 TEL 3-0223

## 令和8年度 村民税・県民税申告について

この申告はみなさんの村民税・国民健康保険税を正しく算出する基礎となるだけでなく、所得証明・課税証明などの各種発行にも重要なものです。前年度中に所得がなかった方についても、できるだけ詳細に内容を記載してください。

### 提出が必要な方は以下のとおりです。

- ①国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している方
- ②福祉医療制度の受給者
- ③国民年金に加入している方
- ④児童手当などの受給の認定を受ける方
- ⑤村営住宅に入居している方
- ⑥保育園児の保護者
- ⑦他の人に扶養されている方
- ⑧所得証明・(非)課税証明の交付を必要とする方  
※他にも申告が必要な場合があります。

### ただし、以下に該当する方につきましては提出していただく必要はありません。

- ①所得税の確定申告をされる方
- ②前年中の給与収入が1カ所のみで、年末調整が済み、勤務先から上北山村役場に給与支払報告書が提出されている方
- ③前年中の収入が公的年金のみで、日本年金機構から上北山村役場に公的年金支払報告書が提出されている方

お問い合わせ

役場住民課税務係 TEL：3-0223

# 吉野税務署からののお知らせ

## 令和7年分 所得税及び復興特別所得税・贈与税 の確定申告は、3月16日(月)までです

確定申告会場は、大変混雑します。



ご自宅等から

スマホ・パソコンによる e-Tax をご利用ください!!

自宅等からのe-Taxの手順!

### STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

- ・ 税務署に行く手間と時間がかかりません
- ・ 確定申告期間中は**24時間いつでも**利用OK



スマホ申告は  
ここからスタート!



### STEP 2 申告書を作成

- ・ 画面の案内に沿って入力すれば、  
税額などが自動計算され  
簡単に作成できます



### STEP 3 「国税庁ホームページ」からe-Taxで送信

(e-Taxの送信方法は2通り)

#### マイナンバーカード方式

① マイナンバーカード



② マイナンバーカード  
読取対応のスマホ



全国で408万人が  
自宅等からスマホで  
申告しています

※パソコンの場合、ICカードリーダーでも可

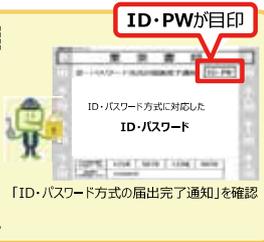
**注目!**

マイナンバーカードをお持ちでない方は…

#### ID・パスワード方式

- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

※ 令和7年10月1日以降、ID・パスワードの  
新規発行が停止されました。  
なお、すでに届出されてID・パスワードを発行  
されている方は、引き続き利用することができます。



印刷して郵送等で提出も可能です



## 吉野税務署で確定申告の申告相談等を希望される方へ

- 確定申告会場の開設期間は、**2月16日(月)から3月16日(月)**までです(土・日・祝日を除く)。
- 相談受付時間は、**15時**までになります(前年より相談受付の締切時間が**1時間早く**なっておりますので、ご注意ください。また、混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります)。
- 入場には、「入場整理券」が必要です(**LINEでの事前発行**が便利です)。

### 《申告書等の作成について》

- 会場では、**原則スマートフォンを利用した申告書の作成**をしていただきます。

持ち物として、ご自身の『スマートフォン』と『マイナンバーカード』に加え、右図を参考に『マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号(4桁・6桁以上)』を必ずご持参ください(カードを取得している方のみ)。

- パソコンによる申告希望の方は、長時間お待ちいただく場合があります。

**個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号**

① 個人番号カード取得時 暗証番号	
② 個人番号カード更新時 暗証番号	
③ 個人番号カード再発行時 暗証番号	
④ 個人番号カード再取得時 暗証番号	

① 英数字6桁以上(英字は大文字)  
② 数字4桁  
※カード受取り時にご本人が設定

必要!

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください

「土地や建物等の譲渡所得」、「金地金などの総合譲渡」、「山林所得」、「贈与税」の相談は、専門の担当者が  
従事している「指定日」での対応となりますので、以下の日付にお越しください。

上記開設期間中の 2/16(月)・17(火)・24(火)・25(水)・26(木)、3/9(月)・10(火)・11(水)・12(木)・13(金)・16(月)

村の

電話帳



役場(代表) 2-0001  
 総務課 2-0001  
 企画政策課 2-0002  
 建設課 2-0003  
 住民課 3-0223  
 出納室 9-0207  
 議会事務局 9-0703

ワースリビングかみきた  
 診療所 2-0016  
 (休日及び午後5時15分以降は、役場に転送されます。)

保健福祉課 3-0380  
 社会福祉協議会 2-0129

教育委員会 2-0066

上北山やまゆり学園 2-0027

やまゆり保育園 2-0230

村民総合会館 3-0330

白川公民館 3-0120

ふるさとふれあい会館 3-0218

一般社団法人  
 ツーリズムかみきた 2-0102

上下北山衛生センター  
 し尿 5-2227  
 ゴミ 5-2251

吉野警察署河合駐在所 2-0005  
 吉野消防署北山分署 5-2450

吉野土木事務所  
 工務第二課 2-0098

関西電力送配電株高田配電営業所 0800-777-8810

火災時の通報

119通報(消防署)と同時に、役場にも必ず通報してください。

公務員をめざす方むけ説明会を開催

- 日時 2月28日(土) 12時30分～17時30分(受付は12時～)
- 場所 奈良商工会議所(奈良市)  
 奈良県南部・東部の19市町村と県が出展する合同業務説明会を開催。採用担当者や若手職員から地域の魅力、仕事のやりがいなどを直接聞ける貴重な機会です。会場では就活に役立つ応援講座も開催。詳しくは下記ホームページから。
- 対象 公務員志望の方、就職・転職を検討中の方など
- 申込方法 ホームページまたはQRコードから申し込み。
- 申込期間 2月27日(金)まで  
 ※申込多数の場合、早めに締め切る可能性あり。
- 問い合わせ 奈良県美しい南部東部振興課  
 電話：30744 - 48 - 3015  
 ホームページ：[https://www.gakujo.ne.jp/campus/events/evt\\_dtl?p1=evt1103](https://www.gakujo.ne.jp/campus/events/evt_dtl?p1=evt1103)  
[https://re-katsu.jp/career/events/evt\\_dtl?p1=evt2199](https://re-katsu.jp/career/events/evt_dtl?p1=evt2199)



新卒



既卒

放送大学第1学期(4月入学)学生募集

- 出願期間  
 第1回：令和7年11月26日(木)～令和8年2月27日(金)  
 第2回：令和8年2月28日(土)～3月16日(月)
- 出願方法 郵送及びインターネット
- 出願資格  
 ①満15歳以上の方なら、1科目から学習する科目履修生または選科履修生として入学できます。キャリアアップや自己実現など、生涯学習を目指せます。  
 ②満18歳以上で高校卒業等の大学入学資格をお持ちの方は、書類選考により大学卒業を目指す全科履修生として入学できます。  
 ③高校卒業等の大学入学資格をお持ちでない方も、①で所定の16単位以上を修得し満18歳以上になれば、上記②の大学卒業を目指す全科履修生として入学
- 問い合わせ 放送大学奈良学習センター  
 奈良県奈良市北魚屋東町 奈良女子大学コラボレーションセンター 3階  
 電話：0742 - 20 - 7870

毎年3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等による影響を受け、自動車の検査・登録の各種申請が窓口集中します。この時期は、申請者の皆さま方には長時間お待ちいただくなど大変ご不便をおかけすることとなります。このような状況を緩和するため、自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)等の各種手続き及び検査につきましては、できるだけ早期に済まされるようお願いします。登録及び検査関係の案内につきましては、自動車検査登録総合ポータルサイトにて必要書類等のご案内をしているほか、ヘルプデスク「050-5540-2063」でもご案内しています。(自動音声案内は24時間ご利用可能)

自動車検査登録総合ポータルサイトQRコード



## 寒冷アレルギーとは

冬になると、外の冷たい風に当たったり冷水に触れたりした直後に、皮膚が赤く腫(は)れてかゆくなる方がいます。このような症状は「寒冷アレルギー」(正式には「寒冷蕁麻疹(じんましん)」)と呼ばれる病気です。

寒冷アレルギーは、冷たい刺激を受けた部分の皮膚で、体の中の「ヒスタミン」という物質が急に放出されることで起こります。ヒスタミンは血管を広げたり神経を刺激したりする作用があるため、皮膚が赤く膨らみ強いかゆみを感じます。暖かい場所に移動すると数十分でおさまることが多いですが、再び冷気に触れると繰り返します。

主な症状は、冷たい空気や風、冷水、冷たい飲食物などに触れた直後に出る「かゆみ」「赤み」「ミミズ腫れ」です。手足や顔に多く、入浴前後や朝の洗顔時に気づくことがよくあります。

重い場合には、冷たい飲み物で喉(のど)の粘膜が反応して呼吸が苦しくなったり、全身に蕁麻疹が出て血圧が下がる「アナフィラキシー」を起こすこともあります。まれではありますが、注意が必要です。

原因はまだはっきり分かっていませんが、体質的なアレルギー傾向や、感染症後・疲労・ストレスなどで免疫のバランスが乱れたときに起こりやすいとされています。また、一部には遺伝性のタイプも報告されています。

診断は医療機関で「氷を皮膚に数分当てるテスト(氷試験)」を行い、赤みや膨(ふく)らみが出るかを確認します。市販薬で一時的に症状を抑えることはできますが、根本的な診断・治療には皮膚科の受診が勧められます。

治療の基本は、「冷たい刺激を避けること」と「抗ヒスタミン薬の内服」です。外出時はマフラーや手袋で肌を守り、急激な温度変化を避けるようにしましょう。入浴時は、冷えた体をいきなり熱い湯に入れず、ぬるめの温度からゆっくり温めます。発症のきっかけがはっきりしている場合は、運動前や水泳前に医師の指示で薬を服用して予防することもあります。

寒冷アレルギーは多くが数か月から数年で軽快しますが、長く続く場合もあります。自己判断での薬の中断や、強い冷えへの無理な慣らしは逆効果になることがあります。症状が続く、広がる、息苦しさを伴うなどのときは、早めに医師に相談してください。

奈良県医師会 増田 大徳

## 令和8年12月 奈良県医師会の 学術部会が行う健康相談



お気軽に  
お問合せください

相談日の種類	日時	予約の必要	主催する部会
目の健康相談	2月10日[火] 午後2時~3時	予約必要 ※受付締切 2月5日(木)	奈良県眼科医会
精神科に関する健康相談	2月17日[火] 午後3時~4時	予約必要 ※受付締切 2月10日(火)	奈良県医師会 精神々経科部会
整形外科に関する健康相談	2月18日[水] 午後3時~4時	予約必要 ※受付締切 2月17日(火)	奈良県医師会 整形外科部会
内科疾患に関する健康相談	2月25日[水] 午後2時~3時	予約必要 ※受付締切 2月24日(火)	奈良県医師会 内科部会

**場所** 奈良県医師会館 1階 県民健康サービス室 (近鉄大和八木駅から徒歩7分)

**連絡先** 〒634-8502 橿原市内膳町5-5-8 奈良県医師会各主催部会

TEL **0744-22-8502** FAX **0744-23-7796**

# 診療所だより



Vol. 112

## コロナについて

こんにちは。診療所

長の辻本です。

今日はコロナについてで

ますは皆さんに質問で

す。コロナは風邪でしょう

れています。

(なお話は逸れますがこの

手引きに、風邪に対して

抗菌薬投与を行わないこ

とを推奨する、とも記載

されています。)

厚生労働省健康局結核  
感染症課の「抗微生物薬  
適正使用の手引き 第一版」  
によると、風邪は、発熱  
の有無は問わず、鼻症状  
(鼻水、鼻詰まり)、咽頭  
症状(のどの痛み)、下気  
道症状(咳、痰)の3系  
統の症状が同時に、同程  
度存在する病態と記載さ



風邪の原因となるのは

主に、コロナウイルスやラ

イノウイルスなど、病原

性の弱いウイルスです。

これに対して、コロナ

(COVID-19)を引

き起こす新型コロナウイルス

ルス(SARSCoV-

2)は、感染力が非常に

強く、風邪のような症状

を来すだけのことも多い

ですが、高齢者や持病の

ある方などは、場合によっ

ては肺炎や多臓器不全な

ど、命に関わる状態に至

ることもあります。また

その際の治療は確立され

ているものの、必ずしも

治療が上手くいくわけ

はなく、まずコロナになら

ない、重症化させない、

ことが大事となっております。

つまりコロナと風邪の関

係としては、どちらも鼻

水・のどの痛み・咳・発

熱など似た症状が出るこ

とが多いですが、2つは

別の病気である、という

ことになります。ただ風

邪は多くが軽症で特別な

治療を必要としないのに

対して、コロナは重症に

なる場合や後遺症が出る

場合もあります。また感

染対策としては、手洗い・

換気・マスクなどは両方

に有効となっております。

そして重要な点は、コ

ロナにはワクチンがあると

いうことです。

しかし、今年も診療所

で集団ワクチン接種を行っ

たのですが、接種された

方は合計50人ほどしかい

らっしゃいませんでした。

せっかく村内で接種で

年度以降はより多くの方  
が来院されることを期待  
しています。

また2025年12月現  
在、インフルエンザもまだ  
まだ流行中ですので、引  
き続き感染対策を徹底し  
ていきましょう。



# てんいち先生



## 税・保険料の納期限

**【2月2日】**

- ・県村民税 第4期
- ・国民健康保険税 第7期
- ・後期高齢者保険料 第7期

納期限までに納めましょう。  
便利な口座振替もご利用ください。

## 村のようす

世帯数	278 (-3)
人口	414 (-3)
男性	220 (-2)
女性	194 (-1)
面積	274.22km <sup>2</sup>

令和8年1月1日現在

## 年金だより

### 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和7年4月分から令和8年3月分までの国民年金保険料は、**月額17,510円**です。保険料の納付期限は「納付対象月の翌月末」と定められています。納付期限までに保険料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので忘れずに納めてください。

お申込み・お問合せ：「ねんきんダイヤル」

**TEL:0570-05-1165**

※050から始まる電話番号でおかけになる場合は03-6700-1165  
お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご利用ください。

〈受付時間〉月 曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

### 奈良県聴覚障害者支援センター主催上映会

- 日時 3月19日(木)
  - ① 14時30分～16時30分 ② 18時30分～20時30分
  - ※受付はそれぞれ1時間前より開始
- 内容
  - ① ゆずり葉 ② 咲む
- 場所
  - 奈良公園バスターミナルレクチャーホール
  - 奈良市登大路76
- 参加費 250名(先着順)
- 申込方法
  - 右記QR申込フォームより
- 問い合わせ
  - 奈良県聴覚障害者支援センター映画上映会係
  - 奈良県橿原市大久保町320-11 奈良福祉総合センター内
  - 電話：0744-21-7880



## 転出届・転入予約は、マイナポータルで!

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届および転入予約(来庁予定の連絡)ができます。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。  
※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。



引越し手続きについて 引越し マイナポータル  
[https://myna.go.jp/html/moving\\_oss.html](https://myna.go.jp/html/moving_oss.html)



引越し手続きオンラインサービス デジタル庁  
[https://www.digital.go.jp/policies/moving\\_onestop\\_service](https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service)